

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宍粟市においては2009年から2019年の10年間で事業所数が約13%減少しており、少子高齢化や人手不足、設備の老朽化などを背景として、地域からの企業・事業所の転出や、高い廃業率が大きな課題となっている。

中でも中核を担う食料品製造業、電気機械器具製造業、木材・木製品製造業等において労働生産性が低くなっており、これらの産業の高付加価値が特に重要な課題となっている。一方、比較的労働生産性の高い、はん用機械器具製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、プラスチック製品製造業等は地域産業をリードする分野と捉えられることから、更なる高付加価値化や域内循環の拡大が求められる。

このような現状を踏まえ、本基本計画では製造業を中心とする多様な産業分野において、先端的設備の導入により付加価値の向上を図り、もって域内の労働生産性を高めることを目標として定めるものである。

(2) 目標

計画期間中における先端設備等導入計画の認定件数15件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

申請事業者における労働生産性の年平均3%以上の向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

宍粟市の産業は素麺を中心とする食料品製造業、小型モーター等の電気機械器具製造業、木材・木製品製造業、はん用機械器具製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、プラスチック製品製造業など多岐に渡る。

多様な業種が宍粟市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てを対象とする。

ただし、本計画は域内の労働生産性の向上に寄与することを目標としており、太陽光発電関連設備は、地域経済の発展や地域雇用に直接的に結び着くことが少ないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宍粟市の産業は、比較的人口密度が高く人材の集まりやすい南部地域から、比較的地価が安く工場等を建設しやすい北部地域まで幅広く立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、宍粟市全域とする。

(2) 対象業種・事業

宍粟市の産業は素麺を中心とする食料品製造業、小型モーター等の電気機械器具製造業、木材・木製品製造業、はん用機械器具製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、プラスチック製品製造業など多岐に渡る。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画においては、雇用の安定に資する目的から、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。